

令和元年第4回定例会 自12月6日  
至12月19日

## 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会記録

令和元年12月17日開会

横浜市会

温暖化対策・環境創造・資源循環委員会記録

◇開会年月日 令和元年12月17日(火)

◇場 所 市会第三会議室

◇時 間 午前 9時58分開会  
午前11時12分休憩  
午前11時15分再開  
午後 0時28分閉会

◇出席委員 11人

委員長	中 島 光 徳 君 (公 明 党)
副委員長	伊 波 俊 之 助 君 (自 民 党)
副委員長	渡 邊 忠 則 君 (自 民 党)
委 員	青 木 亮 祐 君 (自 民 党)
委 員	梶 村 充 君 (自 民 党)
委 員	古 川 直 季 君 (自 民 党)
委 員	長谷川 えつこ 君 (立 国 フ)
委 員	谷 田 部 孝 一 君 (立 国 フ)
委 員	斉 藤 伸 一 君 (公 明 党)
委 員	河 治 民 夫 君 (共 産 党)
委 員	平 田 いくよ 君 (神 奈 ネ)

◇欠席委員 な し

◇傍聴議員 な し

◇出席理事者

副市長 小 林 一 美 君

(温暖化対策統括本部)

温暖化対策統括本部長 薬 師 寺 えり子 君

副本部長(企画調整部長兼務) 奥 野 修 平 君

SDGs未来都市推進担当部長 保 坂 研 志 君

担当部長 沼 田 正 樹 君

ほか関係職員

(環境創造局)

環境創造局長 小 林 正 幸 君

みどりアップ推進担当理事 橋 本 健 君

副局長(総務部長兼務) 伊 藤 友 道 君

政策調整部長 田 口 政 一 君

環境保全部長 関 川 朋 樹 君

みどりアップ推進部長 緒 賀 道 夫 君

(3) 台風19号に伴う災害廃棄物の受入れについて

調査案件

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| 1 温暖化対策の推進等について               | (継続審査) |
| 2 環境施策の推進等について                | (継続審査) |
| 3 廃棄物処理施設等の整備状況及び廃棄物再生利用等について | (継続審査) |

農政担当部長	荒原伸治君
公園緑地部長	藤田辰一郎君
ラグビーワールドカップ・オリンピック・パラリンピック会場整備担当部長	
	菅谷浩明君
下水道計画調整部長	竹内徹也君
下水道管路部長	遠藤賢也君
下水道施設部長	時岡大平君
担当部長（下水道施設管理課長兼務）	村上勝吉君
	ほか関係職員

（資源循環局）

資源循環局長	福山一男君
副局長（総務部長兼務）	金澤貞幸君
政策調整部長	服部敬久君
家庭系対策部長	河井一広君
担当部長	中村拓君
事業系対策部長	高鳥修一君
適正処理計画部長	八鍬浩君
南本牧最終処分場担当部長	川縁健二君
	ほか関係職員

◇議会局

委員会等担当係長	足立吉信君
議事課書記	高城護君
政策調査課書記	岡田和也君

◇議題

温暖化対策統括本部関係

1 報告事項

- (1) ヨコハマSDGsデザインセンター事業について

環境創造局関係

- 1 市第95号議案 横浜自然観察の森の指定管理者の指定
- 2 市第96号議案 公園の指定管理者の指定
- 3 報告事項

- (1) 環境創造局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について
- (2) 寄附受納について

資源循環局関係

1 報告事項

- (1) 「ごみと資源の総量」の実績について
- (2) 資源循環局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について

開会時刻 午前 9時58分

◎ 開会宣告

- 中島委員長 これより委員会を開会いたします。

上着の着用は御自由に願います。

なお、小林副市長は他の委員会に出席しておりますが、審査の状況により当委員会に出席するとのことで、御了承願います。



◎ ヨコハマSDGsデザインセンター事業について

- 中島委員長 温暖化対策統括本部関係の議題に入ります。

なお、議題に関する当局の説明に際しては、着座のままで結構です。

報告事項に入ります。

ヨコハマSDGsデザインセンター事業についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 薬師寺温暖化対策統括本部長 デザインセンターの説明に入る前に、先週私どもCOP25に参加してまいりましたので、簡単にその状況について御報告いたします。

新聞でも報道されておりますし、現地で小泉環境大臣と御一緒する機会もございまして、大臣も盛んに言っておられたのですけれども、日本が石炭火力の問題、あるいはCO<sub>2</sub>の削減目標について、明確な引き上げについて発言できないというその部分だけに非常に焦点を当てられてしまっていて、日本が取り組んでいる非常に先進的な事業、そういったものが正当に評価されないというのが非常に残念であるということで、私も日本人として全くそういう感じがいたしました。ただ、そういう中で私どもいわゆる非政府アクター、地方自治体であるとか、あるいは民間企業の先進的な取り組みを発信していくということは、非常に重要であるということを改めて感じました。

私どもは、環境省が設置した日本パビリオンの中で横浜市の取り組みを発信してまいりましたけれども、Zero Carbon Yokohamaを宣言したということと、あと議会でもことしの第1回定例会で持続可能な脱炭素社会に向けての決議を全会一致でやっていただいたということをアピールいたしました。

それから、先進的な取り組みとしては、再生可能エネルギーはもちろんでございますけれども、今回ブルーカーボンの取り組みが非常に注目を浴びていまして、ブルーカーボンにつきましても、横浜市は全国に先駆けて長い期間取り組んでおりますので、そういったブルーカーボンの取り組み、あとはSDGsデザインセンターという取り組みを発信してまいりました。

今、一般の市民の皆さんの関心も大いに高まっておりますので、こういう機会に気候変動に対する関心を高めることが政府がより難しい決定だと思っておりますけれども、そういった決定をするのをまた後押しすることにもなるのかなということも感じまして、国としっかり連携して、この問題に引き続き取り組んでまいりたいという気持ちを新たにいたしました。

それでは、デザインセンターのほうの説明に移らせていただきます。お手元の資料をごらんください。

初めに囲みの部分でございますが、ヨコハマSDGsデザインセンターは2019年1月から運営を開始し、

- ①コーディネート・マッチングなどの相談事業、②講演・視察の受け入れ等のプロモーション事業、③SD

G sの視点で地域・行政課題等の解決に挑戦する試行的取組を行っております。今後は会員から寄せられた相談や試行的取組で得られた知見、成果かを生かすとともに、国等の新たな動きにあわせて、SDGsに取り組む企業、団体、教育機関等の多様な主体の活動を総合的に支援するための機能強化を図り、SDGs未来都市・横浜の実現を目指してまいります。

次に、下段の1、現在の取組状況について、まず(1)のデザインセンター会員ですが、SDGsに関心を持つ市民、事業者約900名の皆様に御登録いただいております。

(2)のデザインセンターへの御相談ですが、デザインセンター、会員活動、試行的取組等に関する相談窓口としてコーディネーターを配置し、企業、団体、教育機関等から約200件の御相談が寄せられております。右側の写真は中区尾上町のシェアオフィスの一角に設けました相談スペースでございます。

(3)のフォーラム開催ですが、デザインセンターの取組を広く発信し、さまざまなステークホルダーの連携を促す場として、3月と8月に開催いたしました。

(4)の講演・視察等ですが、国内外の団体、行政、教育機関等を中心にこれまでに約70件の対応しております。

(5)の企業等と連携した試行的取組ですが、こちらにつきましては裏面をごらんください。

企業等のさまざまな主体と連携し、環境、経済、社会的課題の統合的解決を目指した取り組みをこれまでに13事業、市内各市で実施しております。この中から本日は幾つか御紹介いたします。

まず、左側②のヨコハマ・ウッドストロー・プロジェクトでございますが、道志村の間伐材を活用した木のストロー、SDGsストロー・ヨコハマを普及させることで、多くの皆様にSDGsを体感、実感していただけるよう取り組みを進めております。

なお、この取り組みは11月の市長定例記者会見で発表以降、多くのテレビや新聞等で取り上げていただいております。企業、個人の方々からお問い合わせをいただいております。

右側⑧の市内事業者を対象としたイノベーションマッチングプロジェクトでは、SDGsのビジネス活用を支援することを目的といたしまして、三井住友銀行様との共催で、新しい金融機関の行員、職員の皆様を対象にした勉強会を8月に開催いたしました。

⑩のオンデマンドバス実証実験ですけれども、旭区若葉台地区で子育て世代、高齢者などの快適なモビリティ環境の形成を目指した実証実験を進めております。7月から8月にかけて実施した第2回の実験では、延べ850名の方に御利用をいただいております。アンケートの結果では運行時間帯や所要時間について80%以上の方から御満足をいただいております。また、サービス化の折には98%の方が利用したいと回答していただくなど、住民の皆様から本格運行に向けた御期待をいただいております。私も感じております。

その他の取り組みにつきましては、後ほどごらんください。

表面にお戻りください。

次に、右側の2、今後の展開についてですが、引き続き試行的取り組みを市内各地で展開していくほか、市内事業者等の皆様からデザインセンターの相談窓口へ寄せられている御要望等を踏まえまして、次の2点について新たに検討を開始いたします。

まず、1つ目ですが、SDGsの推進に資する取り組みに対し金融支援を促す仕組みでございますが、市内事業者等がSDGsを活用した新たなビジネスを展開するに際しまして、最大の課題となっております資金調達について、デザインセンターが金融機関とともに支援する体制の整備を検討したいと考えております。

また、国のほうで地方創生SDGs金融についての検討を進めておられまして、この検討と連動し、さまざまな金融支援制度を活用できる横浜市ならではのモデルの構築を目指したいと考えております。現在、金融機関等の皆様を対象としたヒアリング調査を実施しておりまして、その結果も踏まえて、具体的な制度設計に着手したいと考えております。今後のスケジュールにつきましては、中段の想定スケジュールのほうをごらんください。

次に、2つ目の様々な課題解決に取り組む人材育成支援の仕組みでございますけれども、市内外の教育機関から学生、生徒への出前授業、教員等を対象とする講演会への講師派遣、事業、研究等で活用するためのSDGsに関する情報提供などの依頼がセンターに多数寄せられております。この期待に応えるために、SDGsなどに積極的に取り組んでおられる教員等の教育関係者で構成する検討組織を設置いたしまして、SDGsの視点から次世代の人材育成支援に取り組む仕組みづくりを教育機関等と連携して始めたいと考えております。

今後の本格検討に向けまして、教育機関等の関係者による意見交換会を今年度内に3回ほど開催したいと考えております。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いたします。

- 中島委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- 河治委員 先ほど本部長からCOP25に参加したそのことも報告されたのですが、国と連携して進めていくという話なのですが、率直に言って今回の結果は決議そのものが全体として世界的に前進するということもなく、私は残念だったなと思うのですが、そうした中で日本が化石賞を2回ももらうという不名誉なことについて、本部長はどのように感じられたのでしょうか。
- 薬師寺温暖化対策統括本部長 エネルギーの問題というのは、本当に非常に難しい問題だと改めて感じました。

冒頭の御報告でも申し上げましたけれども、とにかく基礎自治体としては、例えば再生可能エネルギーの利用を促進する。あるいは市民の皆様方の関心を高めて、より政府が野心的な政策決定をできるような、そういう後押しと言うとちょっと表現が不適當かもしれませんが、そういう形でこの問題に取り組んでいくということが大事だと感じました。

- 河治委員 そういう意味で言えば、横浜市自身がZero Carbon Yokohamaということ掲げて、全体的にそれをどう進めていくのか、いろいろな形で取り組みを今も進めておられるのですが、そういった中で再生可能エネルギー、またCO<sub>2</sub>を削減しようということの中で、化石賞を2回も1つの会議の中でももらうということは、それだけ非難が大きいのと思う。そういった中で、国と連携をと言われましたが、横浜市自身が取り組んでいることとの関係で言えば、国自身もっと気持ちも含めて強めていくべきではないかというものを私は発信してほしいと思うのですが、どうなのでしょう。
- 中島委員長 河治委員、統括本部長は挨拶の中で言った内容なので、きょうの質疑の議題ではないので、余りその辺を深く議題に上げて議論する場ではないので、この程度でいいですかね。大事なことでございますけれども、最後に本部長、お願いします。
- 薬師寺温暖化対策統括本部長 繰り返しになりますけれども、エネルギーをどうするかというのは大変な問題でございまして、国が総合的に勘案して判断されることだと思います。ですから、私ども地方自治体はできることをそれぞれの立場でベストを尽くすといいますが、やっていくことが非常に大事だと思いますし、

私は国との連携が非常に重要と考えております。

- 河治委員 私は横浜市自身の目標そのものを積極的に進めていくという立場からの連携と、やっていただきたいと思うのですが、議題についての報告事項に関してなのですが、ちょっと伺いますが、先ほど今後の展開の中で、SDGs推進に資する取り組み、金融支援ということであったのですけれども、SDGsの中には、本市自身が果たしている役割、本市自身が加わっているものがあると思うのです。その中で、SDGsデザインセンター自身が金融機関と連携して支援していくということは、本市はどんなふうにか考えるのか、説明してもらえますか。
- 薬師寺温暖化対策統括本部長 どういう金融支援の形が可能かというのをまさにこれから検討していきたいということでございますので、今横浜市のかかわりについて、明快にお答えするのはちょっとお控えいたします。
- 河治委員 12月9日に横浜市の情報提供資料ということで、SDGsデザインセンターのショートタイムテレワーク、第1回が終了したという、そういうことが報道されたのですけれども、その報道結果の中で、実験結果として、ショートタイムは住みたい、住み続けたいまちづくりのために有効な手段であることが今回わかったと、SDGs未来都市自身も目標達成のためにやっていくということが結果として報告されています。こういった結果そのものを例えばテレワーク、希望者よりもはるかに多い人たちが応募されたということで、4倍の人たちが参加されたということで報告されているのですけれども、こういったSDGsのさまざまな取り組みという関係をこの結果は本市の仕事のこととか含めて、どんなふうにかこういったものを活用されるのか、また新たな横浜市の事業展開に生かされるのか、その辺考え方だけ教えていただけますか。
- 薬師寺温暖化対策統括本部長 このショートタイムテレワーク、本日の資料で申しますと裏面の11番に簡単に書いてございますけれども、これは実施したソフトバンクにとっても大変想定以上の成功であったということですし、この実証実験に参加していただいた女性の方たちからも非常に好評でございました。  
今ソフトバンクと検討しておりますのは、ショートタイムテレワークというのは、これまでも横浜市はいろいろな形でチャレンジしたのですけれども、なかなか成功していなかった。ソフトバンクとしては、ショートタイムテレワークというのは、これになじむ仕事を企業の業務の中から切り分けるところが非常に難しい。そこを今回ソフトバンクは非常にうまくやることができたということで、市内の事業者の方にこういう業務を切り分けするノウハウというのですか、こういうのをぜひ提供して、ショートタイムテレワーク、これを市内事業者の方にもどんどん活用していただきたいということで、今第2弾を考えておるところでございます。  
このショートタイムテレワークは、もちろん女性の活躍ということにも直結いたしますし、こういった取り組みは当然CO<sub>2</sub>削減にも大きく貢献する取り組みということで、私ども第2弾、第3弾の実証に向けて、今事業者と協議しているところでございます。
- 河治委員 私たちは、横浜市が掲げたZero Carbon Yokohamaというのは、市民と一体となった取り組みでなかったら成功しないものだと思いますし、こういった積極的なことが市民にわかるように、一緒に進めていこうということが知らされるということと、またそれを進めていくということ、そういったことを引き続きやっていただきたいなど、そんなふうに思いました。
- 古川委員 先ほどCOP25のことが局長からも御報告がありましたけれども、局長がおっしゃるように、エネルギー問題というのは大変難しい問題でもありますから、小泉大臣も御苦労されていると思いますけれ



ども、横浜市がこれまで掲げて取り組んできた成果というものをまたしっかりとこれからも国と連携して進めていただきたいと思います。

それで、まずこのデザインセンターのことなのですが、これは私も大変期待をしていて、1月からたしかスタートして、きょう御報告ありましたように、本当に頑張っていたいただいて、成果を上げているのかなと思うわけでありますけれども、少し具体的にお伺いしたいのだけれども、このデザインセンターには、誰がどのような相談に来るのか、こういう相談は200件とまだ1年たっていないのに大変多いのかなと思いますけれども、その辺ちょっと具体的に教えていただけたらと思います。

- 薬師寺温暖化対策統括本部長　まず、どういった方が御相談に来られておるかということですが、件数としては企業が一番多いですけれども、それだけでなく、いろいろな地域で活動している団体の方々、それから来年度の取り組み、人材育成をやりたいということを説明しましたけれども、教育機関の方々、それからあとは他都市の方々の問い合わせ、御相談も結構いただいております。

具体的な内容なのですが、特に企業の方からしますと、SDGsを何かやりたいのだけれども、何をやったらいいかわからないというお問い合わせが现阶段では多くなっておりまして、あとはそういう自社のSDGsの取り組みを一緒にPRしてほしい。あるいは自社の取り組みとマッチングできる他社を紹介してほしい。あるいはパートナーを探しているという御相談が多くなっております。

- 古川委員　そういったさまざまな相談に応えるように、一生懸命頑張っていたいただいているのだけれども、SDGsは言葉の意味というか、取り組みが一般市民の皆さんにもようやく伝わってきたような感がありまして、非常に喜ばしいのだけれども、ヨコハマSDGsデザインセンターがまず存在しているということをまだまだ知られていないようにも思ったりもするのですよね。

このデザインセンターは、さまざまな主体の先ほどおっしゃったような活動を支援するのが主な役割だと思うのですが、一方本市が共創フロントをやって、これも民間企業の皆様からさまざまな提案をいただいているのだよね。これもすばらしい取り組みなのだけれども、共創フロントとの違い、そういうものももう少し明確にしたほうがいいのかと思うのですが、その辺いかがですか。

- 薬師寺温暖化対策統括本部長　共創フロントといいますのは、基本的には公民が連携して課題を解決していくというそのためのプラットフォームといいますか、受付窓口であろうかと思います。一方で、デザインセンターのほうは、どちらかというと企業同士のシーズ、ニーズをマッチングしたり、あるいは私ども特に力を入れておりますのが地域の課題、つまりニーズと企業が持っているシーズのマッチングをサポートしていくということと、あとはデザインセンターの大きな特徴として、全てではないですけれども、事業によってはみずからもステークホルダーとして参加していくという、そこがデザインセンターの特徴であると考えております。

- 古川委員　まさにみずからも事業に取り組んでいくというのが共創フロントとの違いとしてあると思うのですが、そこで先ほど来裏面の13の事業があって、それぞれ魅力的な正しい事業かなと思うのですが、この中で私も地元なものですから、ちょっとお伺いしたいのだけれども、若葉台のオンデマンドバス、これは地元だからというわけではなくて、まさにこれから高齢化する社会の中で、皆様御承知のように移動の問題が当然あって、その移動の問題をテクノロジーを使って、なるべく運営事業者にも負担がかからないように、また利用する方も便利なようにということで今取り組みが始まっていて、第2回目の実証実験が行われたわけですが、今後の展開というか取り組みというのは、住民の皆さんも期待しているし、

これは何度も繰り返しになるけれども、多くの地域が本市の場合は課題を抱えているから、非常に注目される実証実験なのかなと思うのですね。13事業どれも注目されているのかもしれませんが、特に私はこれは注目しているのだけれども、今後の展開というのはどういうふうになりますか。

- 薬師寺温暖化対策統括本部長 私どもとしては、MONETグループにもぜひとお願いしているのですが、将来の自動運転、技術的にはそれをにらんだ実証を進めていただきたいと思っておりますし、あとは持続可能な形でこういった運営をやっていくためには、有料化がどうしても必要になりますので、例えば有料化の問題、あとは今は基本的には若葉台団地内でのサービスになっておりますけれども、例えば駅までとか、サービスエリアを拡大していくことが特段利用者をふやしていくことにつながると思うのですが、そうなりますと既存の公共交通との機能分担、連携みたいなのも出てまいりますので、そういったいろいろな課題を解決しながら、1つ都市モデル、成功モデルをここでつくっていきたくて考えております。

- 古川委員 これは期待していますので、これからも職員の皆さんもつきっきりで頑張ってくださいというようですから、お願いしたいと思います。

最後になりますけれども、SDGsは環境のことや経済のことや社会がテーマになって、いろいろなことをやっていくわけだけれども、最終的には社会を変革する、そういったことを多くの人に訴えかけていくことが大事なと思うのですけれども、今後のデザインセンターの将来像を現時点でどのように考えているのか、本部長に伺いたいと思います。

- 薬師寺温暖化対策統括本部長 委員御指摘のとおり、デザインセンター、別の言い方をしますとそういう変革のための、イノベーションのためのプラットフォームと私どもは考えております。

将来的には、ある程度センターとして自立していけるような形が望ましいのかなということを考えておりますのと、その場合にただ完全に横浜市の手を放してしまうのかということ、この委員会でも御指摘いただいたかと思うのですけれども、引き続き横浜市が何らかの形で関与していくことが重要であると考えておまして、その辺のセンターの自立の問題、それからその時点での横浜市がどういうふうに関与していくか、そのあたりをにらみながら、このデザインセンターの期間としては2020年度末、表面の2の今後の展開の検討スケジュールの想定のところ、水色のバーが引いてございますけれども、計画期間としては2018年度から2020年度までの3カ年ということになっておまして、来年度いっぱいかけて、そのあたりの今後のあり方についてめどをつけていきたいと考えております。

- 古川委員 このSDGs未来都市・横浜として、これは他都市からも視察がたくさん来るぐらいに今注目されている事業ですから、このヨコハマSDGsデザインセンター、これからもますます力を入れて頑張ってくださいと思います。

- 梶村委員 関連してなのですけれども、SDGsというのは多範囲にわたるということは、みんな承知している話なのだけれども、そこで温暖化対策統括本部という名称で、このSDGsを将来にわたってやっていくとなると、COP25に出ている、横浜市の温暖化対策本部長ですといっても、なかなかびんとこないのではないと思うのだよね。

名称からいって、これは代表質問でもやりたいと思うのだけれども、そろそろ変えていかないと、温暖化というのは対策しなければいけないのは大変なのはわかりますけれども、CO<sub>2</sub>や温暖化だけでSDGsがおさまるわけでもないし、そういう意味でこれだけのいろいろな実験をしてもらって、プロジェクトをやってもらって、多局にわたることばかりではないですか。局際間でやらなければいけないことばかりなので、

そういうことも含めて、質問になるかどうかわからないけれども、なかなかやりづらいのではないかなという思いはしているのだけれども、まずその感想だけちょっと聞かせてもらって、細かい話は幾つかあるので、聞きたいと思っています。

- 薬師寺温暖化対策統括本部長 以前にも委員から同じ御指摘をいただきまして、同じ答弁になってしまうのですが、取り組みの経緯としては、環境未来都市からSDGs未来都市へのステージアップということで取り組んでまいりましたので、今私どもがSDGs未来都市、基本的に主管しておるわけでございますけれども、委員おっしゃるように3側面全てにわたる取り組みでございまして、横浜市としてSDGs、あるいはSDGs未来都市、こういった形で進めていくかという議論は、改めて必要であると私も感じております。

- 梶村委員 安全、安心で安定したということでやってきている横浜市の姿勢というのはわかるのだけれども、先ほども本部長も言っていました、イノベーションということが1つのテーマの文字になっていますよね。改革しなければならぬのだということで、今までどおりの事業だけやっていけばいいかという問題ではないと思うのですよね。だから、そういった意味でこういったプロジェクトをやりながら改革してイノベーションしていくということについては、大変結構だと思います。

その中で、1つだけちょっと聞きたいのは、ヨコハマ脱プラスチックサプライチェーンプロジェクト、1番目のやつですけれども、これは製造、利用、回収と全部入っていますけれども、処理も含めてこれはやっているのだろうと思うのですけれども、これは何回ぐらいやって、どんな話が出ていて、それは後で資料で結構ですから、我々もプラスチックをどうやって処理するかということについては、あちこちに見に行ったりして、今のままで一般廃棄物と産業廃棄物との区別をもうちょっとしっかりとやらなければいけないとかと、いろいろなテーマを持っていますので、その辺を含めて今の感想と後で資料としていただきたいです。

- 薬師寺温暖化対策統括本部長 後ほど検討状況については資料をお届けいたしますけれども、脱プラスチックも今世界的にも最も注目の集まっているテーマでございまして、また資源循環局のほうでもアクションプランをつくりまして、力を入れてやっておる取り組みでございまして、我々としては、そういう既存の取り組み、あるいは関係する局、そういった関係者と十分連携して、この取り組みをデザインセンターとしても、より効率的に進めていくことが重要ではないかと考えております。

- 梶村委員 最後にしますけれども、ことしの視察で北九州の商店街を見させてもらって、ある女性の方が真剣に取り組んで、それこそ行政を巻き込んで、本当に一緒に真剣にやっている姿を見させてもらったのですけれども、そういったものが少しでもまちの中に出てくれば、これはSDGsというのが広がってくるのではないかと考えているので、感想だけ述べさせていただきました。

- 斉藤(伸)委員 重なる部分もあるのですけれども、行政視察のSDGs商店街などというのを見せていただいて、とても裾野が広いなということも感じましたし、あとついこの間団の視察で岐阜県に行きまして、全く視察項目とは関係なかったのですけれども、バスに乗っていたら、SDGsの17の目標が壁に張ってあるのです。真ん中に〇〇歯科と歯医者さんなのですね。歯医者さんの看板の周りに17個の目標が張ってあったりして、とても気になったのですけれども、先ほど来話がありましたように、いかに身近なもので、敷居の高くないものかということから、とても大事な部分だと思うのです。

それで、この資料でデザインセンター、これも1月に中島委員長とお邪魔させていただきましたし、とて

も頑張っておられるなとも思っています。これは会員が900で、SDGsに関心を持つ市民、事業者を対象に募集となっているのですけれども、どんな声かけをして、どういうルートでセンターにいらしたのか、まずそこを教えてくださいたいのですが。

- 薬師寺温暖化対策統括本部長 会員につきましては、私どもが直接やっているいろいろなプロモーションとかイベントがございますので、そういった場面でももちろん積極的に声かけをしておりますし、あるいは横浜市経済局がやっている例えばI・TOP、LIP、そういった既存のプラットフォーム、あるいは共創がいろいろなネットワークを持っておりますので、そういう横浜市が持っているいろいろなネットワークを使っでの広報、PRもやらせていただいて、会員になっていただいているという状況でございます。
- 斉藤（伸）委員 例えば、ここに市民、事業者とありますけれども、我々横浜市で言うと一番身近な行政窓口というのは区役所にあるわけで、区役所に行くところに対応することになっているのですか。
- 薬師寺温暖化対策統括本部長 統一的にどこの課ということでもございませんけれども、区政推進課、あるいは地域振興課という部署が総合的な窓口にはなっていると思います。
- 斉藤（伸）委員 こんなことで関心があるのだと、結構自治会、町内会の会長、役員の方からも言葉はよくわかっているし、考えも共感するのだけれども、うちの地域でどういったことができるのかと、区に相談したいというお話も現実にありますので、そのあたりの受け皿、また区が受けて、どうしたらいいのかというそのあたりの流れ、そんなものもぜひ整理をしておいていただけると、よりいいのかなとも感じております。

また、ちょっと別の話になってしまいますけれども、さっき共創フロントの話もありましたが、市民協働条例、共創フロントのことを前提として、ここに裏面にある13個、これは全て民間事業者だったり、また民間事業者と市民だったり、そういうものなのでしょうか、念のため。

- 薬師寺温暖化対策統括本部長 もともとこのセンターの運営事業者を市民協働条例に基づく協働事業のパートナーを求めますということで、公募の結果が5者のJVに決まっているという状況でございます、ですから横浜市はセンターの運営に協働事業者と一緒に取り組んでいるという状況でございます。
- 斉藤（伸）委員 例えば、若葉台などはとても私も気になっておるのですけれども、いろいろとこの中で屋上屋はよくないけれども、横浜市の協働パートナーとなり得る事業者もたくさんあると思えますので、よりよい、またより効果的なものがあれば、活用していただいて、協働事業も広げていく必要があるのではないかなと思っています。これは意見だけで。
- 長谷川（え）委員 ヨコハマSDGsデザインセンターのさまざまな取り組みの御説明本当にありがとうございます。地球温暖化は今すぐ何とか現状をしていかなければいけないというほど本当に大変な問題だなと思っておりまして、このようなさまざまな取り組みをしてくださっていることと同時に、今後SDGsの推進に資する取り組みに対して、金融支援を促すということでございますが、これに関しましてはグリーンカーボン、そしてブルーカーボンのほうを促進するような企業の方にたくさん協力をいただいて、もっともっとCO<sub>2</sub>の削減に向けて取り組んでいってほしいなと思っております。

あと横浜市の4つの地域がSDGs開発未来都市という名前でしたっけ、青葉台と緑区と泉区と洋光台団地、そういった形で団地の話なのですけれども、電鉄と大学、あと地域の方たち、連携して地域の活性化に向けてさまざまな取り組みをされているようでした。そういったことも、もっともっと知らせていただきたいということと同時に、SDGsという取り組みを使って、過疎化している郊外の地域をもっと活性化す

るような動きをしていただきたいなと思っております。

そのためには、交通というものがすごく大事になってくるのかなと思っております、実験がされておりましたオンデマンドバス、これを早急に何とかいろいろな箇所で行うことができるような状態に持って行っていただければなと思っておりますので、そちらのほうもこのデザインセンターができたということの布石になるような形で、しっかりと取り組んでいただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 中島委員長 ほかに御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。  
以上で温暖化対策統括本部関係の議題は終了いたしました。



◎ 市第95号議案の審査、採決

- 中島委員長 続きまして、環境創造局関係の審査に入ります。  
なお、議題に関する当局の説明に関しては着座のままで結構です。  
市第95号議案を議題に供します。

市第95号議案 横浜自然観察の森の指定管理者の指定

- 中島委員長 当局の説明を求めます。
- 小林環境創造局長 それでは、市第95号議案横浜自然観察の森指定管理者の指定について説明いたします。  
本件については、議案書273ページから274ページに記載しておりますが、別に配付しておりますA4の資料で説明いたします。  
それでは、表題に市第95号議案横浜自然観察の森指定管理者の指定とあるお手元の資料をごらんください。  
指定管理者選定評価委員会を開催し、指定管理者の候補者について次のとおり選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該指定管理者の指定を行います。  
次の指定管理者でございますけれども、表にございますように、左から3つ目の枠、公益財団法人日本野鳥の会を指定管理者に指定し、主な施設である自然観察センター、ボランティア活動拠点、自然林、草地などの管理、運営を行います。指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。  
なお、参考として1、横浜自然観察の森の概要及び2、経過として昨年12月の指定管理者制度導入のための条例改正以降の経過、さらに裏面に3、位置図を記載しておりますので、後ほどごらんください。  
以上で市第95号議案横浜自然観察の森指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。  
御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 中島委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 河治委員 6月に出された横浜自然観察の森指定管理者公募要項、その中で、横浜自然観察の森の設置目的ということで、自然環境の中で植物及び昆虫、野鳥等の小動物とふれあい、これらの観察を通じて自然保護思想の普及及び向上を図ると書かれているわけなのですが、先ほどの説明のように、指定期間5年という形なのですが、環境教育、そして環境調査や環境管理ということが大事になるのですが、事業の継続性ということからすると、私は期間が限られた指定管理者というのは、新たにこの期間が終わった後、また再公募というふうな事業の継続性ということについて、どのように担保されるのかということを考える

のですけれども、その辺はどのように考えておられるでしょうか。

- 小林環境創造局長 確かに、今回のこの横浜自然観察の森、これはこれまでもやっておりますし、将来にわたっても長年にわたってこれが存続していく。しっかりとした形で運営されていくということが大変重要であるとは考えております。ただ、今回横浜自然観察の森の指定管理者制度による運営というのが今回初めてでございますので、この期間というのは標準の5年と設定をさせていただいております。  
なお、今後の次期、次に向けての指定管理、また応募していくわけでございますけれども、今回とりましたところがしっかりとした運営管理を行っていきますと、それは実績として加点されますので、そういった状況を見ながら、継続的な運営が図られるような、そんなことも考えていきたいと思っております。
- 梶村委員 台風19号で鎌倉市の山道がほとんど全滅に近い被害を受けたのだけれども、ここの中はどんな状況だったのですか。
- 緒賀みどりアップ推進部長 園内は倒木等ございましたが、それほど大きなものではございませんでした。ただ、隧道のほうから斜面地を伝わりまして、街道の反対側の倉庫の方まで土砂が流れ込むといった、そんな事態になっております。
- 梶村委員 そうすると、隧道沿いにこれが入れなくなってしまったということですか。
- 緒賀みどりアップ推進部長 出入りには支障ございません。土木事務所等の協力を得まして、早急に土砂等の片づけは終了してございます。
- 中島委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中島委員長 それでは、採決いたします。  
採決の方法は挙手といたします。  
本件については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手)
- 中島委員長 挙手多数。  
よって、市第95号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第96号議案の審査、採決

- 中島委員長 続いて、市第96号議案を議題に供します。

市第96号議案 公園の指定管理者の指定

- 中島委員長 当局の説明を求めます。
- 小林環境創造局長 それでは、市第96号議案公園の指定管理者の指定について説明を申し上げます。  
本件につきましては、議案書275ページから278ページに記載をしておりますが、別に配付しておりますA4の資料で説明をいたします。  
それでは、表題に市第96号議案公園の指定管理者の指定とあるお手元の資料をごらんください。  
指定管理者選定評価委員会を開催し、指定管理者の候補者について次のとおり選定いたしましたので、地

方自治法第244条の2、第6項の規定により、当該指定管理者の指定を行います。

初めに1、指定数でございますが、今回は28公園の指定管理者の指定になります。内訳といたしましては、公園は4公園を3グループ、公園に設置されているプールは24公園を10グループとして公募をいたしました。

次に、2、指定管理者でございますけれども、(1)公園については、初めに指定期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の期間を指定する公園の指定管理者でございます。表をごらんください。

1の横浜市こども植物園と横浜市児童遊園地については、公益財団法人横浜市緑の協会、また2の海の公園についても、同じく公益財団法人横浜市緑の協会を指定管理者として指定を行います。

次に、指定期間が令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間の期間を指定する公園の指定管理者でございますが、1の阿久和富士見小金台公園、これは農園つき公園ですが、これについては株式会社田澤園を指定管理者として指定を行います。

なお、当公園は分区園、すなわち農園の利用期間が最長2年のため、利用者の利用に支障がないよう指定期間を4年としてございます。

資料の裏面をごらんください。

(2)公園に設置されているプールについてでございますけれども、指定期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の期間を指定する公園に設置されているプールの指定管理者でございます。

それでは、表をごらんください。

1の平安公園、岸谷公園については、株式会社協栄を指定管理者として指定を行います。株式会社協栄はこのほか表の6、洋光台南公園、芦名橋公園、磯子腰越公園、森町公園の指定管理者として指定を行います。表の2をごらんください。

白幡仲町公園、六角橋公園については、オーエンスグループを指定管理者として指定を行います。オーエンスグループは、このほか表の5、川辺公園、大貫谷公園、鶴ヶ峰本町公園、7の菊名池公園、綱島公園、8の千草台公園、茅ヶ崎公園、山崎公園の指定管理者として指定を行います。

次に、表の3をごらんください。

元町公園、弘明寺公園、中村公園については、株式会社フクシ・エンタープライズを指定管理者として指定を行います。株式会社フクシ・エンタープライズはこのほか表の4、野庭中央公園、大下坂公園、9のしらゆり公園、宮沢町第二公園の指定管理者として指定を行います。

次に、表の下段をごらんください。

指定期間が令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間の期間を指定する公園に設置されているプールの指定管理者です。

1の富岡八幡公園については、オーエンスグループを指定管理者として指定を行います。

なお、当プールは次の選定で隣接する富岡総合公園とのグループ化を検討するため、指定期間満了が富岡総合公園と同じとなるよう、指定期間を4年としてございます。

以上で市第95号議案公園の指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 中島委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 河治委員 今説明いただいた裏面の公園に設置されているプールということで、ずっと今説明されました。

これらの指定管理者は、所在地はどこなのでしょう、市内の事業者はどれだけあるのでしょうか。

- 小林環境創造局長 プールに関係しましては、いずれもこれは準市になっておりまして、市内企業ではございません。
- 河治委員 私どもは、横浜市の中小企業振興基本条例ということで、いろいろなさまざまな事業、横浜市自身の市内の業者がやるということが大事だと思うのですけれども、そのことは経済的に横浜市の消費につながっていくということだと思うのですが、このプールが横浜市の中の事業者にはできないものなのでしょうか。なぜこんな形になるのでしょうか。
- 小林環境創造局長 私どももこういった市内の施設につきましては、できる限り市内の中小企業の皆様にとっていただくことが望ましいとは考えておりまして、公募の際にも市内中小企業が応募した場合には加点されるような、そういう工夫もしてございます。ただ、プールというのは夏の期間、比較的短い期間に一定の資格を持った監視員などを配置しながら運営していくということで、そういう意味では比較的大手が幾つかの複数のところを持ちながら、職員、社員を配置していく効率的なやり方が求められている中では、市内中小企業の方が手を挙げていただくにはなかなか難しい仕事かなと思っております、大変残念ながら今回も市内の中小企業の皆様からの応募がなかったのが実態でございます。それは大変残念なことだと思っております。
- 河治委員 この応募の中で、市内の業者が応募した場合は加点もしたいとお話あったのですけれども、要するに市内の業者でも管理運営そのものについては、能力としてはあるのだと、その辺はどんなふう市内業者を見ておられるのか、お聞かせください。
- 藤田公園緑地部長 横浜市の有資格者名簿によりますと、プールの施設の管理運営に関する業者については、中小企業は7者エントリーがございます。そのうち登録種目はプールの監視業務のみであったり、あるいは建物管理の業務が中心であるという状況があったりという状況がまずございます。  
それと、職員数が比較的少なくて、既にほかのプールの業務に従事していると、そういう状況もありまして、今回はこちらの公園プールのほうの応募にはいただけなかったと、そのように分析をしているところでございます。
- 河治委員 いろいろな形の技術的なことや仕事の体系などもあるのだと思うのですけれども、プールは人命にかかわる大事な業務だと思うのです。でも、そういった何かトラブルがあった場合、市内の業者であれば即応性があるとか、またいろいろメリットなどにつながるということもあると思うのです。ですので、私はこういったことの中で、市内業者が応募できるような形の育成だとか、そういった指導だとか、また横浜市自身が先ほどの中小企業振興基本条例の立場からどう進めていくのかということについて、進めていってほしいと思うのですけれども、意見ですが。
- 梶村委員 農園つき公園のことについて、ちょっと聞きたいのだけれども、これは指定管理料は払っているわけではないですよね。要は農園を貸しつけて、それで採算でやってくださいと、基本的にはそういうことになるのですか。
- 橋本みどりアップ推進担当理事 農園の利用料を収入としておりますが、管理経費のほうが大きいものですから、指定管理料は払っています。差し引いて払っているという形です。
- 梶村委員 農園の使用料について、結構いろいろあちこちから私のところにも問い合わせがあって、急に高くなったとか、どういうことで決めているのかという範囲の問い合わせが来るのだけれども、それはある



程度のアップを横浜市が決めておいて、そこまでで指定管理者が決めていいのですよと、そういう協定になっているわけですか、そういうぐあいになっているのですか。

- 橋本みどりアップ推進担当理事 農園の利用料につきましては、条例で少し値上げをさせていただいた経緯がございます。また、指定管理者の工夫として、例えば応募が少ないとか、そういった部分は少し金額を下げたりとか、そういう工夫はできるような方式になっております。
- 梶村委員 いずれにしても、市民の人が直接使うわけだけれども、ただ独占的に使われるケースが多くなってしまふのは、ちょっとこれはいかがかなという思いもしているのだけれども、そういう意味では非常に難しい募集をしなければいけないのだろうと思うのですよね。そこをうまく、市民の人も要望もいろいろあるでしょうけれども、また指定管理者もそういったことでは苦勞されているのだろうと思うのだけれども、うまくその辺タイアップしてやってもらえればと思います。
- 中島委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中島委員長 それでは、採決いたします。  
採決の方法は挙手といたします。  
本件については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- 中島委員長 挙手多数。  
よって、市第96号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 環境創造局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について

- 中島委員長 続いて、報告事項に入ります。  
環境創造局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等についてを議題に供します。  
当局の報告を求めます。
- 小林環境創造局長 それでは、環境創造局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について御報告いたします。  
説明に入る前に資料の御確認をお願いいたします。  
お配りした資料は、表題に環境創造局が外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等についてと書いたA4資料と別紙1、総合評価シート、別紙2、団体経営の方向性及び協約(変更案)でございます。  
それでは、説明資料をごらんください。  
本市では、各外郭団体が一定期間における主要な経営目標を本市との協約として掲げ、経営の向上を促進する協約マネジメントサイクルの取り組みを進めております。平成27年度から各団体において取り組みを進めている協約については、マネジメントサイクルの効果の向上及び団体経営の健全化を図るために、横浜市外郭団体等経営向上委員会を活用し、協約の取り組み状況等及び団体を取り巻く環境の変化への対応に関す

る評価を毎年度実施をしております。

当局が所管する公益財団法人横浜市緑の協会について、平成30年度の取り組み実績を踏まえ、委員会による評価が実施されました。また、状況の変化を踏まえ、団体経営の方向性及び協約を一部変更することとし、委員会に報告いたしましたので、その内容をあわせて御報告をいたします。

まず、1、評価結果でございますけれども、(1)の協約の期間は平成30年度から令和2年の3カ年でございます。

(2)協約目標の取組状況等につきましては、順次説明をいたします。

まず、ア、公益的使命の達成に向けた取組(1)の表をごらんください。

表の中の協約期間の主要目標でございますけれども、①都市緑化を推進する機運を醸成するため、普及啓発のイベントを横浜市と連携して実施と②緑化活動に意欲のある人材を育成するため、よこはま花と緑の推進リーダー新規認定者数を増加の2点を掲げております。

表の上から3段目、目標数値と実績でございますが、黒い太線で囲ってあります実績が左隣に記載しております目標数値をおおむね達成しており、一番右の欄の当該年度の進捗状況等は順調となっております。

続きまして、おめくりいただき裏面の2ページをごらんください。

イ、公益的使命の達成に向けた取組(2)の表をごらんください。

協約期間の主要目標には、横浜市立動物園が取り組んでいる種の保存、環境教育に関する取り組みを多様な主体と連携しながら幅広く発信し、動物園の公的役割の認知度向上を図るとともに誘客促進につなげるを掲げてございます。

表の3段目の実績ですけれども、3園合計のブログ発信件数及び閲覧件数ともに目標を上回り、新たな情報発信サービスであるスマートフォンアプリ one zoo のサービスも開始しておりまして、進捗状況は順調となっております。

次のウ、財務に関する取組の主要目標、公益事業への還元のための収入の増加でございますが、その下の表2段目の目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果の記載のとおり、年間を通じて収入の増加は伸び悩み、特にゴールデンウィーク以降の上半期は、土日の雨天が目立ったことや、夏場の猛暑による出控え等によりまして、屋外型施設が大きく利用者を減らす中、動物園は夜間開園や独自のイベントの実施によりまして、来園者の確保に取り組むことで、協約最終年度の目標値の95.2%を達成してございます。

具体的な数値といたしましては、目標数値・実績にありますとおり、目標値16億7300万円に対し15億9289万円でございます。そのため、進捗状況はやや遅れとなっております。

続きまして、次のページをごらんください。

エ、人事・組織に関する取組です。

協約期間の主要目標の①責任職の育成、②市派遣職員の減については、いずれも記載のとおり進捗は順調となっております。

次に、(3)令和元年度経営向上委員会の評価結果及び助言でございます。

これは先ほど説明したアからエの4項目にわたる取り組みに対するものとなりまして、事業進捗、環境変化等に留意という評価をいただいております。

委員会助言といたしましては、4行目でございますとおり、市が推進するPark-PFI制度を初めとする公民連携の取組や公園の指定管理を更新できなかったこと等、公園管理を取り巻く状況等が変化してい

る。団体経営に当たっては、環境の変化に留意する必要があるとの御意見をいただいております。

続いて、一番下の（４）評価結果を受けた所管局・団体の振り返りでございますが、財務に関する取組の目標である収益事業収入については、天候による悪影響を最小限にとどめるため、動物園における飲食・販売事業の改善や来園者の増加に向けたSNSやブログ等を活用したさまざまなPR・情報発信や、イベントによる安定的な誘客・収入確保に向けた取組を積極的に推進してまいります。

公園管理を取り巻く環境の変化については、本市としては、令和元年9月に策定した公園における公民連携に関する基本方針を踏まえ、Park-PFI制度を初めとするさまざまな公民連携の具体的な取組を検討してまいります。また、団体としては、Park-PFI等の事業者との連携も含めた公民連携の取組について検討するとともに、公園管理にかかる高度なノウハウを有する団体の優位性を発揮し、引き続き公園の指定管理の維持・獲得に取り組んでまいります。

4ページをごらんください。

2、協約の変更案でございますが、（１）変更内容にありますように、財務の改善に向けた取組の数値目標を16億7300万円から13億562万5000円に変更いたしました。

変更理由は2点ございます。（２）の変更理由をごらんください。

1点目は動物園の物販等の運営方法の見直しによる数値の変更でございます。こちらはよこはま動物園の物販施設及び野毛山動物園の飲食・物販施設の運営につきまして、運営委託方式に変更します。これまでは売り上げは全て協会の収入として計上しておりましたが、運営委託方式では、運営全体を受託事業者が担うため、協会には受託事業者の売上額に対して一定の料率を乗じた販売手数料だけが収入として計上されます。このため、協会の収入額は見かけ上減少いたしますが、確実に収入が得られると同時に、これまで協会が負担していた店舗運営にかかる経費が不要となるため、収支改善が図られます。これに加え、民間事業者のノウハウを生かした運営を行うことにより、売り上げの増加が期待できます。

2点目は指定管理者である2公園の契約を更新できなかったことによる数値の変更でございます。当該公園で見込んでいた収益事業収入を除外いたします。

なお、ただいま説明させていただきました平成30年度の振り返りにつきましては、別紙1、総合評価シート（30年度実績）を、協約の変更案につきましては別紙2、団体経営の方向性及び協約（変更案）をそれぞれ資料としておつけしてございます。

参考として、最後に経営向上委員会の概要を記載しておりますので、後ほどごらんください。

以上で環境創造局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等についての説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 中島委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- 河治委員 私はこれはなぜかなと思ったのは、先ほどの説明の中で3ページの令和元年度経営向上委員会の評価結果及び助言、この中にも記載されている公民連携の取り組みは公園の指定管理を更新できなかった。4ページ目の中で2つの公園が清水ヶ丘及び本牧市民・臨海公園の2つの公園の契約更新ができなかった。これは具体的な内容、なぜどうしてどんなことで更新できなかったのか、ちょっと教えていただけますか。
- 小林環境創造局長 緑の協会といたしましても、通常他の民間の会社との競争の中で指定管理の獲得、これを目指しているわけでございますけれども、実績に基づく他の団体の評価点が非常に高かった。ノウハウ

のある民間企業が積極的に応募してきたということもありまして、その評価点が高かったということもござい  
ますが、協会そのものの実績、これがC評価という形で評価が低かったものですから、その減点がきい  
てきた。それによりまして、競争に端的に言いまして負けてしまったということが結果でございます。

- 河治委員 環境創造局自身が所管する外郭団体ということであれば、こうした結果そのものをどういふ  
うに受けとめたらいいのでしょうか。
- 小林環境創造局長 民間の企業のノウハウを活用した、そういった展開が進んできているということは、  
それはそれで民間の力がついてきたということではございますけれども、緑の協会を所管する環境創造局と  
いたしましては、民間に負けないように協会のほうもより一層の経営努力、運営努力を図るべきだとも考  
えておりまして、そういった切磋琢磨の中で、市民の方によりよいサービスを提供していくということが目  
的でございますので、緑の協会のほうにも、より一層の経営努力を求めていきたいと、そんなふうにご  
ざいます。
- 河治委員 それで、私はちょっと聞きたいのですけれども、評価結果の中で利用されている市民の評価、  
市民の満足度とか、そういったものというのは、こういうものには示されないのかなと思ったのですけれ  
ども、一番はどんな形の運営かといったとき、そこを利用している市民が、またその事務員が親切でとい  
うか、いろいろ公園に行くことが楽しくなるという、そういったどういうことを項目に挙げるかは別にして、  
市民が一番楽しく、またいい施設であってほしいと思うのですけれども、そういう評価はここに本来示され  
たほうが私たちはもっと見やすいと思うのですけれども、そういったものはどんな形で示されているの  
でしょうか。
- 藤田公園緑地部長 ただいま御質問いただいた内容は、特に指定管理の部分についての評価ということ  
でお答えをさせていただきたいと思えます。  
指定管理の業務につきましては、第三者評価という形で専門の委員会を持ちまして、その中で各公園ごと  
に報告される事業報告書ですとか管理体制、そういうものを専門の方々に御審議いただきまして、その内容  
を評価いただくという形をとっておりますけれども、その中で今、委員のほうで御指摘がありました有料施  
設の利用者対応、そういう内容も含まれておりまして、そういうことも含めて評価をし、今回先ほど申し上  
げた残念だったのですが、少しよくない評価がついているという経過がございます。
- 河治委員 今お話を聞いていて私は思うのですけれども、であるならばそういった評価項目も中に含まれ  
ているということであれば、私たちにもそういったことをお示しいただいて、そしてまた全体でよりいい市  
民サービスが提供できるようにして行ってほしいなど、私はそんなふうに思います。
- 中島委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 寄附受納について

- 中島委員長 次に、寄附受納についてを議題に供します。  
当局の報告を求めます。
- 小林環境創造局長 それでは、寄附受納について御報告申し上げます。  
お手元に配付させていただいておりますA4の資料をごらんください。  
このたび5件の寄附受納がございましたので、御報告いたします。  
内訳といたしましては、金銭の寄附が3件、物品の寄附が2件となっております。

まず、1、金銭の寄附でございますけれども、1件目ですが、寄附者は横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号、株式会社ノジマ代表執行役員、野島廣司様でございます。受納金額は600万円、受納日は令和元年9月30日、受納目的は、良好な環境の保全・創造のためでございます。

なお、この寄附は横浜市環境保全基金に寄附をいただいたものでございます。

続いて、2件目でございますけれども、寄附者は横浜市旭区二俣川一丁目6番21号、横浜農業協同組合代表理事組合長、平本光男様でございます。受納金額は200万円、受納日は令和元年11月21日、受納目的は、横浜みどりアップ計画での地産地消の推進のためでございます。

この寄附は、みどり保全創造事業費会計に寄附をいただいているものでございます。

次に、3件目でございますけれども、寄附者は東京都港区赤坂五丁目3番1号、株式会社博報堂第11ビジネスデザイン局局长、吉田泉様でございます。受納金額は150万円、受納日は令和元年11月28日、受納目的は動物園の管理運営のための支援でございます。

この寄附は、動物アプリ one zoo 事業に関する協定書に基づき、横浜市動物園基金に寄附をいただいたものでございます。

なお、動物園アプリ one zoo 及び協定書につきましては、裏面に記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、2、物品の寄附でございます。

1件目でございますけれども、寄附者は横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号、株式会社ノジマ代表執行役社長、野島廣司様でございます。受納物品は液晶テレビ45台、LED電球952個でございます。概算評価額は619万円でございます。受納日は令和元年9月20日、受納目的は省エネ製品の普及促進による地球温暖化対策の一環として、市民利用施設等で活用するためでございます。

最後に、2件目でございますけれども、寄附者は横浜市旭区二俣川一丁目37番3号、横浜旭ロータリークラブ会長、市川慎二様でございます。受納物件は旭区の横浜動物の森公園に設置いたしました時計でございます。概算評価額は156万円、受納日は令和元年9月28日、受納目的は利用者の利便性向上のためでございます。

以上、御報告申し上げます。

- 中島委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- 古川委員 地元の旭区の方々からも寄附をいただいて、寄附者が2人もおられまして、全ての寄附者の皆様に感謝申し上げたいと思います。

そこで、今ちょっとございましたが、動物園アプリの one zoo という、これは博報堂からいただいたということで、私も登録をしてみまして、今まだ始めたばかりなのですが、非常におもしろいなと思ったのです。こういったことが先ほどの協約マネジメントサイクルのところにもありましたけれども、これからどんどん来園者がふえるといいなと思うのですけれども、これは現在のところ、わかっただけなのですが、どれぐらいの方が登録されているのかとか、この状況がわかれば利用状況を教えてもらったと思うのですけれども、いかがですか。

- 小林環境創造局長 この動物アプリのサービスは、平成30年9月20日より開始をしております、令和元年11月末時点で約10万件以上のダウンロード数になっていると聞いてございます。
- 古川委員 10万件ということですが、これはまだまだ知らない人がいると思うので、積極的にア

ピールしていただいて、来園者がふえるようにぜひお願いしたいと思います。

- 梶村委員　ちょっと参考までにお聞きしたいのですけれども、ロータリークラブとかライオンズクラブとか、時計とかそういうのをいろいろ寄附されるところがあちこちあるのですけれども、私も入っているので、寄附するのだけれども、設置したときは当然設置費用はみんながやってくれるのですけれども、後々の管理、結局ボールをぶついたり、いろいろなことをすることもいるし、これだけの今想定外の風が吹いたりすると、結構危ないこともあるのだらうと思うのです。それはそれなりに技術的には立派なものをつくるのでしょうけれども、これからの管理というのは、これは横浜市がやるのですか。
- 小林環境創造局長　寄附をいただいた後は、横浜市のほうで管理になりますので、市のほうで適切にしっかりと管理してまいりたいと思います。
- 梶村委員　たまさか私鉄の鉄道の駅などに寄附した場合は、永久に管理もライオンズクラブでやってくださいとかということがあるのだけれども、それで聞いたのだけれども、横浜市はやってくれるわけですね。わかりました。
- 中島委員長　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。  
以上で環境創造局関係の審査は終了いたしましたので、当局の交代を求めます。  
当局の交代の間、暫時休憩といたします。

休憩時刻 午前11時12分  
(当局交代)

再開時刻 午前11時15分

- 中島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎ 「ごみと資源の総量」の実績について

- 中島委員長　資源循環局関係の議題に入ります。  
なお、議題に関する当局の説明に際しては着座のままで結構です。  
報告事項に入ります。  
初めに、ごみと資源の総量の実績についてを議題に供します。  
当局の報告を求めます。
- 福山資源循環局長　それでは、ごみと資源の総量の実績について御報告いたします。  
お手元の資料をごらんください。  
まず、令和元年度10月末時点における家庭系と事業系を合わせたごみと資源の総量は約72万3000トンになっておりまして、ヨコハマ3R夢プラン推進計画の基準年度である平成29年度の同時期に比べ約1000トン、率にして0.1%の増加となりました。このうち1の家庭系におきましては、ごみと資源の総量は約50万トンで、平成29年度の同時期に比べ約8500トン、率にして1.7%の削減となっています。削減量の内訳といたしまして、ごみ量は約4700トン、率にして1.3%の削減、資源化量は約3900トン、2.4%の削減となっています。  
2の事業系におきましては、ごみと資源の総量は約22万3000トンで、平成29年度の同時期に比べ約9500トン、率にして4.4%の増加となっています。増加量の内訳として、ごみ用は約1400トン、率にして0.8%、資源化量は約8100トン、27.7%の増加となっています。

資料の下段に参考として4月から10月までの速報値を取りまとめた表を掲載しておりますので、後ほどごらんをいただければと思います。

以上、ごみと資源の総量の実績について御報告させていただきました。

- 中島委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- 青木委員 ごみと資源の総量に関連して、資源集団回収のことについて、ちょっと伺いたいと思います。今回一部の区地域で資源集団回収が滞っているということを聞いているのですけれども、具体的にどういふことがあったのか、教えていただければと思います。
- 福山資源循環局長 資源集団回収は、地域の自治会、町内会ですとか、マンションの管理組合ですとか、子ども会が回収団体として登録をいただいて、回収事業者、全市で180社ほどありますけれども、そちらと個別に御契約をいただいて、古紙と古布の回収を担っていただいております。今御指摘ありましたけれども、180業者いますけれども、そのうちの3業者が今月の5日にこれ以上回収ができないということで、回収を突然ストップをされて、その影響が出ている状況がございます。
- 青木委員 3業者、今、局長からお答えをいただいて、事業が継続できなかったことで、資源の集団回収が停止してしまったという自治会、町内会がどのくらい影響のほうはあったのでしょうか。
- 福山資源循環局長 影響が及びましたのは11区ございまして、全体で168団体の方々に影響がございました。全市域では4000団体ぐらい登録いただいているのですけれども、160団体ございまして、多い順に申し上げますと、港北区が71団体、鶴見区が42団体、神奈川区が23団体、保土ヶ谷区が15団体となっておりまして、そのほか7区につきましては、4団体から1団体ということになってございます。
- 青木委員 回収業者がなぜ事業が継続できなかったのかということをちょっとお伺いしたいです。
- 福山資源循環局長 その3業者は、回収した後にみずから輸出をされていたということで、御案内のように中国の古紙の輸出等が大変ストップをしているような状況ですので、輸出オンリーだったということから、持って行き場がなくなって、回収そのものをとめられたと伺っています。
- 青木委員 今御説明あったように、168団体が停止をしてしまったということで、その停止を受けまして、横浜市のほうではどのような御対応をされていらっしゃるのでしょうか。
- 福山資源循環局長 突然のとまりになりましたので、各区の収集事務所から当該エリアの登録団体へ影響があったところの代表者にお電話等でまずは御連絡をいたしまして、また回収場所にチラシを貼付いたしまして、当面の間、古布、古紙の排出を控えていただくようお願いをいたしました。その後のバックアップをする必要がございますので、回収業者の中でも大きな団体であります横浜市資源リサイクル事業協同組合のほうに今お願いをしております、後を引き継いでいただけるような業者の手配について調整をしているところでございます。
- 青木委員 今御調整いただいているということなのですが、今後なのですが、どのように市としては対応していかれるということにお考えになってますか。
- 福山資源循環局長 申し上げましたリサイクル事業協同組合の皆さんの御協力をいただきながら、回収を早期に再開できるように進めてきておりまして、168団体ございましたけれども、そのうち次の回収業者が決まった団体がかかなりありまして、決まっていないところが現時点で34団体残っておりまして、これは区別に申し上げますと、2区に絞られておりまして、鶴見区が6団体、港北区が28団体、この34団体については、業界内でも後を引き継ぐ業者が決まっていますので、そこを今鋭意調整をさせていただいております。

また、次の業者が決まった団体につきましても、業者と団体で今調整をされていて、これまでどおり今週から始まっているという状況ではありませんので、受ける業者も急にエリアが広がるといいますか、対象団体が広がりましたので、そこの今調整をしておりますので、当局といたしましては、各事務所のほうは団体と連絡を密にとらせていただいて、年末大掃除の時期に向かいますので、どうしても保管ができないというところについては、行政のほうで回収をさせていただく。ただ、資源集団回収は業者と団体が回収することによって、市としては団体に奨励金を1キログラム当たりお支払いをさせていただいておりますので、行政がとったらそれは団体のほうに出ませんので、それらを含めて団体のほうもいろいろ判断をされているようでございます。

- 青木委員 今回の件は、いろいろ今御対応いただいているということで、早急に引き続き市民の皆様の生活に支障がないように取り組みをしていただきたいと思います。

ごみの資源集団回収ということは、地域のきずなづくりということでは、ちょっと大げさかもしれないのですが、ごみを通じて地域の人たちがつながっていくという取り組みだと思っています。また、民間事業者の力を生かすという点でも、この事業は必要なものだと考えておりますので、今後とも安定的に運営いただけるように、しっかりと行政としてもサポートしていただきたいと思います。要望いたしまして質問を終わります。

- 斉藤（伸）委員 私も関連して気になるので、今、御答弁で11区168団体、それが34団体ということで、大分収束の方向に当局とリサイクル事業協同組合の御尽力でと、これはありがたいことで感謝申し上げたいと思います。また、年末ということも当然ありますので、ぜひさらに御努力を当局にお願いしたいと思っております。

それで、局長のほうから市況の関係でと、中国の輸出規制、そういった影響でという話がありましたけれども、今この市況そのものはどんな状況にあるのか、まず確認をさせていただきたいのですが。

- 福山資源循環局長 日経新聞のほうに、古紙の間屋の買入れ価格というのが随時出てきておまして、今月、12月の直近の値では、新聞の買入れ価格がキログラム当たり8円、段ボールがキログラム当たり6円、雑誌がキログラム当たり4円となっております。昨年の同時期、12月と比べますと、その6割ぐらいの価格にまで下がっている。4割なくなったという状況でございます。

- 斉藤（伸）委員 私もこの業界の方から御相談いただくのです。正直言って年内もたないと、このままだと、こんな話もいただいています。これは委託事業では当然ないので、事業者の経営努力ということが前提になることも重々承知しておるのですが、このままではいけないと思います。事業者の方の努力にも、これは当然限界があると思いますので、ちょっと心配もあるのですが、ほかの業者でも回収不能になってしまうような、こんなことがないのか、心配があるのですが、そのあたりはどんなふうに見ていますか。

- 福山資源循環局長 今回回収をとめられた3業者は、先ほどお話し申し上げましたように、輸出一本ということで、先行きがなくなったということでございます。その他の回収事業者が納入をされている市内の古紙間屋につきましては、日本の国内の製紙メーカー主体に、プラス輸出もされていますけれども、二本立てで行っておられますので、急にということはないと思いますが、市況が悪化しておりますし、中国の状況というものもございまして。また、回収業者も御高齢であったり、後継者不足ということもありますので、今後業をおやめになるということも考えられますので、そのときには市民の皆さん、排出される団体に御迷惑がからないように、事前に御相談をいただいて、私どもも資源リサイクル事業協同組合などと定期的に打ち合



わせさせていただいていますので、その後継がきちんとつくれるような形をもって、引き継ぎができるようなことを業者のほうにもお願いをしていきたいと思っています。

- 斉藤（伸）委員 前回、9月の常任委員会でも申し上げましたけれども、古紙、古布を100%民間でというのは、横浜市以外にはなかなかない、大変な重要な取り組みですし、このスキームは絶対的に保っていかないと考えております。

前回もお願いをした業界団体との意見交換、これも重ねておられると思います。資源集団回収、この制度を安定的に運営していくためにも、もう一步踏み込んでかかわっていく必要があると感じておるのですね。前回議事録で局長のほうから、この制度を維持していくというためには、市況は変動するものですので、回収業者の皆様への経営基盤を安定させていくということが必要不可欠だと考えておりますとおっしゃっております。

こういったことも踏まえて、今後どのように対応していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

- 福山資源循環局長 お話いただいたように、先般御指摘をいただいたときよりさらに市況が悪化している事実がございます。市況がある中で成り立っている制度でございますので、これまでも委員御指摘のとおり、業界団体とは月に1回意見交換をしておりますけれども、こういう状況、さらに厳しい状況でございますので、しっかりと話し合いを業界団体の皆様からお話を伺いながら、市況が低下した場合には事業者、回収業者の皆様への事業者への奨励金制度もあります。それで足りる、足りないということも話がこれまでも意見交換の中で出ていますので、それらも含めまして話し合いをしっかりとやってまいります。

- 斉藤（伸）委員 先ほど申し上げましたけれども、年内もたないかもしれない。これはそういった話が実際にありますので、いろいろと仕組み、制度、いろいろなことがあると思いますけれども、このスキームを維持するためにも、ぜひスピード感を持って進めていただきたいとお願いしておきます。

- 河治委員 関連して、先ほど業者が回収できない集団回収の部分でできない場合は行政でやる。そのときは集団回収としての還元金はありませんということで今報告があったのですけれども、今回は行政でやった箇所、団体というのはあったのでしょうか、またあるとすればどのぐらいあったのでしょうか。

- 福山資源循環局長 各事務所に御相談をいただいておりますので、その中で相手方の団体の奨励金が出ないという理解があった上でということでしか進まないのですけれども、その中で御理解があったところには随時対応させていただいてまして、その集計までまだ至っていないのですけれども、そういったことで対応をさせていただいております。

- 河治委員 急に一気にこういう形になった。市況の関係もあるのだと思うのですけれども、年末さらに大きくなるだろうという古紙、古布にかかわって、団体が持っていけないよといった場合は、横浜市がやるのだよと、そのときはもちろん今言われたように還元金はないよと、もちろんそれはストックしておいて後で出してください。年を越してくださいということを徹底する。要は市民に安心感を与えてほしいと思うのですね。

です。私は今伺っていて、いつごろ実際見通しが持てるのか、それからまた市民に対して、団体に対して、だめなときは市も対応するよという広報、その辺安心させてやる必要があると思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

- 福山資源循環局長 御指摘のとおりでございますので、私どもも年末ということで御利用がふえる時期で多忙ではございますけれども、何よりも影響を受けている団体が御心配が募らない。一日も早く解消される

ように、しっかりと取り組んでまいります。

- 河治委員 先ほど業者に対する奨励金もあるのだということで、前からそういった形で仕組みがあるのですけれども、私の認識ではその奨励金というのは、景況感に応じて事業者が維持できるような形ぐらいバックアップできるのかなと思っていたのですけれども、その基準や業者へ奨励金もあるのだからという激励だとか、その辺は金額というのは一定のものなのですか、市況に応じて私はそういった理解をしていたのですけれども、その辺はどうなのでしょう。
- 福山資源循環局長 回収業者も規模によって、細かく見れば違うでしょうけれども、ある程度の量で回収をするときの経費がどのぐらいだというのが私どもは試算をいたしまして、それで通常ですと回収業者が回収したものを問屋に納めて、その売上で経費を落として利益が出ているということなのですが、ですので、売り上げ、市況が変わる中でベースとなる運賃だとか人件費だとか含めたものが縮まっていく、あるいは逆転をするとなると、そこの部分の差額について行政が計算の上ですけれども、補填をしていこうという制度になっていますので、そこの基礎のベースが現状に合っているのかどうかとか含めて、今後話し合いをさせていただきたいと思っております。
- 河治委員 ぜひお願いしたいのです。  
それで、もう一点減量化にかかわって、どう市民意識を強めていくかということについて、大事なことだなと思うのですが、先日の一般質問の中で、自民党の議員の中の質問に対して、市長が指定袋ということについても、有効かということがあったのですけれども、分別収集、リサイクルということで、こういった指定袋が有効という形を市長から出されると、これはどういうことを考えておられるのかなと思ったのですけれども、あれは市長の答弁の意図するところ、また今資源循環局が準備されていることを教えていただければと思います。
- 福山資源循環局長 先般、一般質問で自民党のほうからいろいろ御視察に行った結果も踏まえて、指定袋の制度がこれからの高齢化社会、あるいは外国人居住者の増加という社会背景の中で、非常にわかりやすく分別も進むのではないかと御指摘いただきました。さらに国のほうでも来年の7月からはレジ袋の無料配布は原則禁止だという制度を打ち出します。横浜市では、今半透明、あるいは透明の袋であればということで、レジ袋でのごみ出しが可能になっています。それが有料化になるということは、無料でもらえていた、結果的にごみ袋として使われているものがなくなりますので、そういった意味からもごみ袋を御用意をする。しかもそれを外国人の方、高齢者もわかりやすいようなイラストを入れたりということで、非常に効果があるのではないかとということで、それを含めて御答弁を市長のほうから差し上げたものでございます。
- 河治委員 ということは、横浜市自身も分別をわかりやすいようにするということとあわせて、有料化の方向にかじを切るということも感じられるのですけれども、どうなのでしょう。
- 福山資源循環局長 いろいろ言葉で定義はないのですけれども、指定袋イコール有料制度というものではなくて、一般的には言われておりませんで、この袋でないといふ市の収集に出せないよというものが指定袋です。なおかつその指定した袋の料金に処理料金を上乗せしたものが有料化ということになっていますので、有料化をした上での指定袋なのか、指定袋、それはスーパーでのレジ袋が無料ではもらえませんので、いずれにしてもごみ袋はお買いになりますので、その袋代の指定袋としていただく、それはまだ結論というか、これから検討させていただくことになっております。
- 河治委員 いずれにしろ大事なことだと私は思います。

それで、今の報告との関係で別な方向に行ったのですけれども、今報告があった総量について、事業系ごみがふえているということなのですから、事業系ごみがふえているという背景はどんなことが考えられるのでしょうか。

- 福山資源循環局長 資料でございますように、事業系の下の3段目に内訳が書いてございます。燃やしているごみ量については0.8%の増加、また資源化量が大きくふえていまして、27.7%と増加となっております。大きくふえた資源化量につきましては、対象となる事業系の資源化の品目を木くずと生ごみの2種類としておりまして、市内の木くず、あるいは生ごみを処理している事業所、処理業者の取扱量をカウントをしております。いずれも木くずにつきましても、生ごみにつきましても、ことし新規の処理業者が参入をされまして、そこでの取扱量がふえたということがありまして、資源化量がふえております。

また、ごみ量も0.8%、事業系はふえていますけれども、まだ分析はなかなか終わっていないのですが、許可業者、収集をされている方々からお話を伺っている中では、家庭系もそうなのですから、令和を機に10連休が春先にごさしました。そのところで食生活、外で食べたりという機会がふえていること、また秋にはラグビーワールドカップがあって、パブリックビューイングを含めて、全体で44ぐらいの試合とパブリックビューイングがありまして、内外からホテルとかの宿泊客が相当ふえましたので、中華街を含めまして、そういったような繁華街でのごみの収集量がふえていると伺っています。

- 河治委員 私はこの表を見て、ごみと資源の総量という評価、もちろん全体とすればごみに出さない、発生抑制だというふうなことをもっと追求していくということの立場からの表示だと思うのですけれども、一生懸命努力して分別して資源化したと、資源化量がふえると全体の量はふえるということはないでしょうけれども、その辺は資源化するということが大切なことなわけだし、一層そこに進めていくといういい方法というか評価、これも正しい評価の1つかもしれないのですけれども、どうなのでしょう。
- 福山資源循環局長 資源化量がふえることが全体で総量を下げようというものからすると、違和感を感じますけれども、委員おっしゃるように、資源化量がふえることは循環型社会にとってはよいことですので、お伝えの仕方をこれまでも指摘いただいていますけれども、工夫をしてみたいと考えています。
- 中島委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 資源循環局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について

- 中島委員長 次に、資源循環局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 福山資源循環局長 それでは、資源循環局が所管しております外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について御報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

表題の下の本文の下から2行目になりますが、公益財団法人横浜市資源循環公社の協約について御報告いたします。

まず、1の評価結果ですが、(1)協約の期間は平成30年度から令和2年度の3カ年となっております。

(2)の協約目標の取組状況等ですが、アの公益的使命の達成に向けた取組では、表の一番上の段にごさ

います協約期間の主要目標として、①公的関与が必要な事業の円滑な実施、②施設を活用した啓発の推進、③自主イベントの開催、イベント等への出展を掲げております。

表の3段目の目標数値、実績に3年間の目標と平成30年度実績を記載しておりまして、当該年度の進捗状況等は一番右の欄になりますが、順調となっております。

恐れ入ります。ページをおめくりいただきまして、2ページをごらんください。

イの財務に関する取組では、協約期間の主要目標として①地方自治体への技術支援事業での受注額の持続、②開発途上国への技術支援事業での受注額の拡充を掲げています。表の3段目に実績等を記載しておりまして、進捗状況等は順調となっております。

次に、ウの人事・組織に関する取組では、協約期間の主要目標として、①スキル向上のための研修への参加、②経営幹部を目指した人材育成を掲げています。表の3段目に記載しましたとおり、当該年度の進捗状況等は順調となっております。

続きまして、(3)の経営向上委員会の評価結果及び助言ですが、委員会からは総合評価の分類として、引き続き取組を推進という一番高い評価をいただきました。また、助言として協約目標は全て順調となっている。一部事業の終了に伴い収益が減少しているという財務面での課題に対して、早期に対応する必要があるとされております。

3ページをごらんください。

(4)の評価結果を受けた所管局・団体の振り返りですが、協約目標の取組に関する進捗状況は順調であり、引き続き取組を推進してまいります。また、既存事業の収益を確保しつつ、新規収益事業の開拓へ向け、引き続き検討してまいります。

2の添付資料でございますが、総合評価シートを添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

なお、参考として経営向上委員会の概要を下に記載しております。

以上、資源循環局の所管する外郭団体等の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について御報告させていただきました。

- 中島委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- 河治委員 私はちょっと気になったところがありまして、評価結果、2ページのウの人事・組織に関する取組ということで、スキルの向上のための研修への参加、結果幹部を目指した人材育成、この目標数値実績ということで、平成30年度の実績、これは目標とした70回よりも61回、だから目標からはちょっと低いなどというよりも、前年度実績が68回でそれよりも低いと、なのに当該年度の進捗状況は順調とあるのですよね。目標より低い、前年度よりも低いというのに何で順調なのですかと私は感じたのですけれども、これはどういうことですか。
- 福山資源循環局長 資源循環公社におきましては、固有職員もおりますので、それぞれの専門的な知識ですとか、あるいはスキルを高めまして、それを深めると、そういう意欲を持って、信頼される人材をつくっていくという、そういう職員像を目指して人材育成計画、そして研修計画に基づいて実施をしておりまして、ここに掲げる実績の研修において、4つ大きな柱を掲げられておりまして、1つは基本的な研修として個人情報保護ですとかコンプライアンスの遵守、あるいは人権の問題だとかの基本の3項目について研修を行うもの、それと法人でございますので、公益法人の運営の実務ですとか労務管理ですとか資産管理について学

ぶ研修、また環境分野の団体ですので、意識啓発ということで、環境分野に関するシンポジウムの受講だとか、そういうことも掲げております。その他業務上の必要となる資格の取得ですとか、廃棄物管理にかかわる研修等、これらを4つのカテゴリーで研修を受けておまして、御指摘がありました平成29年度68回に対して、ことし研修が61回、少ないのではないかとということだったのですが、昨年は主に基本的なコンプライアンスだとか、そういったところを皆さん受検、人数が多かったので、回数を多く設けたのですが、ことしは回数は減っておりますけれども、さらに内容が充実する公益法人の運営実務ですとか、資産運用ですとか、あるいは環境問題に対する研修ですとか、内容の充実を図っておりますので、回数だけでなく、内容的には1つ上の研修をしているということから、順調と判断したものでございます。

- 河治委員 ということであれば、目標とする表記の仕方が研修参加の回数とか上位級への登用ということではなくて、資質として、またそれぞれの職員の資質ですか、基準といいますか、ノウハウというか、技術力といういろいろあると思うのですけれども、そういった項目も掲げられて、それで達成しているのだと、前進しているのだという形に示されたほうがいいと思うのですよね。私たちはこう見ると、どうしてなのと思うわけで、そんなふうに感じたのですけれども、どうなのでしょう。
- 福山資源循環局長 回数に関する内容的なものは、先ほど説明したとおりでございます。見た感じがそういうことを受けられることもございますので、また次の協約期間もございまして、そのときに工夫してまいりたいと思っております。
- 中島委員長 ほかに御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 台風第19号に伴う災害廃棄物の受入れについて

- 中島委員長 次に、議題にはございませんが、当局より発言を求められておりますので、これを許します。
- 福山資源循環局長 台風第19号に伴う災害廃棄物の受入れにつきまして、報告をさせていただきたいと存じます。

資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(資料配付)

- 福山資源循環局長 お手元に台風第19号に伴う災害廃棄物の受入れについてと題した資料と右肩に参考資料と記載した放射能測定結果についての資料をお配りさせていただきました。

それでは、台風第19号に伴う災害廃棄物の受入れについて報告いたします。

台風第19号に伴い、宮城県丸森町で発生した可燃性の災害廃棄物について、11月27日に都筑工場で試験焼却を行った結果、受け入れる廃棄物の性状やコンテナによる工場ピットへの搬入、また放射能についても問題がないことが確認できましたので、本格的な受け入れを行ってまいります。

1の処理対象物ですが、台風第19号に伴い、丸森町の仮置き場に搬出された衣類や布団、生活雑貨などの可燃物でございます。

2の受入期間ですが、本日丸森町と協定を締結いたしまして、今月19日から令和2年3月31日まで受け入れを予定しております。

なお、宮城県からの輸送に時間を要しますので、丸森町での搬出はあす18日からとなります。

3の受入予定量ですが、期間全体で約1500トン、1週間当たり100トン程度を想定しております。

4の処理費用ですが、通常の事業系ごみの処理料金と同様の1キログラム当たり13円を丸森町に御負担い

たきます。

5の受入の流れですが、今回環境省が台風第19号に伴う災害廃棄物の広域処理を進める中で、丸森町と日本貨物鉄道株式会社、川崎市及び横浜市の4者で覚書を締結しまして処理を行うものでございます。具体的には、川崎市が所有する廃棄物輸送用コンテナを活用して、丸森町内の仮置き場でコンテナに積み込み、JR貨物が横浜羽沢駅までの鉄道輸送や都筑工場への搬入を行い、都筑工場で処理いたします。

続きまして、参考資料の放射能測定結果についてをごらんください。

丸森町は東日本大震災で被災をされましたけれども、除染計画に基づく除染を既に終えておりまして、農作物も出荷されております。このため、放射能に関する問題はないものと考えております。市民の皆様のご安心のため、丸森町、横浜市の双方で空間線量や放射能濃度を測定したものでございます。

1の試験焼却に向けた丸森町による測定ですが、(1)の空間線量は丸森町が仮置き場のごみの近傍で測定したもので、1時間当たり0.04から0.06マイクロシーベルトとなっています。(2)のごみの放射能濃度は、丸森町が11月21日、22日の2日間にわたって、2検体をサンプリングして測定したもので、いずれも不検出となっています。

次に、2の試験焼却時の横浜市の測定ですが、11月27日に都筑工場で実施した試験焼却の際に行ったもので、(1)の空間線量は、搬入されてきたコンテナをあけたごみの近傍で測定し、1時間当たり0.04から0.05マイクロシーベルトでした。(2)のごみの放射能濃度は、その際にサンプリングを行いまして測定したもので、セシウム134は不検出、セシウム137は1キログラム当たり43.5ベクレルでした。(3)の焼却灰等の放射能濃度は、試験焼却を実施した翌日に灰を採取して測定を行ったもので、主灰についてはセシウム134は不検出、セシウム137は1キログラム当たり28.1ベクレルでした。また、飛灰についてはセシウム134は不検出、セシウム137は1キログラム当たり51.3ベクレルでした。

次に、3の本格焼却に向けた横浜市の測定ですが、本格実施に向けまして、丸森町にも協議をさせていただき、当局職員が丸森町の仮置き場に出向きましてごみを直接サンプリングして測定したもので、5検体のいずれも不検出でした。

なお、下の米印1、2に記載いたしましたように、横浜市の放射線モニタリングポストにおける直近3カ月の空間線量の測定値は0.029から0.063マイクロシーベルトとなっております。また、米印3に記載いたしました平成28年度から平成30年度の都筑工場における主灰及び飛灰の測定結果は、主灰が不検出から1キログラム39ベクレル、飛灰が不検出から1キログラム当たり91ベクレルとなっております。このたびの測定結果につきましては、本市のこれまでの数値と変わりがなく、市民の皆様にご安心いただけるものと考えております。

以上、台風第19号に伴う災害廃棄物の受入について御報告いたしました。

- 中島委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- 古川委員 ただいま局長から御説明がありました災害廃棄物の受入の件でございますが、これはさきの一般質問で我が党の遊佐議員や、また他会派の議員の皆様からも質問がありましたけれども、宮城県の丸森町は人口が1万4000人ほどでありまして、今回の台風第19号の被害で亡くなられた方が10名、行方のわからない方が1名と伺っておりまして、改めてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災地、被災者の皆様にご心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

この丸森町は、御承知のように東日本大震災でも大きな被害を受けて、汚染状況重点調査地域に指定され

ておりましたけれども、平成29年3月には除染作業が完了した地域であります。復興に向けて、まさに今歩みを進めているさなかに今回の台風被害で浸水によりまちのごみの6年分に相当する1万9000トンの災害廃棄物が発生していると聞いているわけございまして、これはまさに被災地の皆様にとっては、一日も早く災害廃棄物が処理されることを日々これは願われていることだと思うのです。

そこで、まさにこれは本当にすぐにでもやっていただきたいわけですが、とはいうもののさまざまな放射能の測定結果というの、これは今説明あったとおりなのですが、改めて詳細に確認をさせていただきたいと思うのですけれども、まず今回の災害廃棄物の受け入れまでの経緯、この経緯についてまず教えていただけますか。

- 福山資源循環局長 台風第19号に伴って被災された自治体については、生活環境からの仮置き場への搬出は他の自治体、あるいは自衛隊も出動されて、ほとんど済んでおりますけれども、仮置き場に集積された大量の災害廃棄物の処理が大きな課題となっております。

その中で、環境省のほうでは一日も早い被災地域の復旧、復興に向けまして、近隣にはなかなか処理施設がないエリアでございまして、全国的にカバーしていこうということで、広域処理を推進をされております。その中で、本市に対しては11月の初旬にどこのということではなくて、そういった趣旨から災害廃棄物の受け入れの可能性について打診がございました。本市におきましては、年末にもかかりますので、受け入れできる量ですとか、工場で受け入れる大きさだとか性状について調整をしておりましたところ、丸森町について、宮城県、ほかのまちも同様な状況もあるようですけれども、かなり量が多い丸森町について、横浜市で受け入れがどうだという話がありまして、その後環境省と丸森町では費用負担みたいなところを大分調整をされたと後でお伺いしましたけれども、丸森町が決断をされて、本市に処理の支援がありました。

それを受けて、直ちに国のほうは丸森町だけではなく、さらに広域処理を進めようということなので、環境大臣みずからが記者発表されました。それを受けまして、本市もかねてより特定地域ということではなくて、いろいろ準備を進める中で、直ちに試験焼却をということで実施をさせていただいたものです。その結果が出ましたので、本日御報告させていただいた。そのような経過になってございます。

- 古川委員 それで、今説明がありまして、それぞれ細かく確認したいのだけれども、まず要は安全だったら問題ないわけなのだけれども、ここにいろいろ今詳細に書いてあるのだけれども、空間線量、これはまず空間線量は今測定結果がありますが、この数値、これは全く問題ないということによろしいですか。
- 福山資源循環局長 米印、測定結果の1にございますように、横浜市も仏向西に放射線のモニタリングポストを持ってございます。毎日検査をされておりますけれども、その数値と比較いたしましても、丸森町現地において、また試験焼却したときに搬入されたもののごみの本当に近傍でとった値も、横浜市の通常の数値と何ら変わりがなくて、まさに空間線量というのは、そのものの周辺にいる人たち、作業をしたりすると影響があるかないかという大事な指標でございまして、それは通常の市内の状況と変わらないということでございます。
- 古川委員 次に、今度はごみの放射能の濃度ですけれども、これは2の(2)、これは1カ所が43.5ベクレルと数値が出ているのですね。この数値はどのように解釈すればいいのか、伺いたいと思います。
- 福山資源循環局長 先ほど申し上げましたが、これまでも東日本大震災後は市内でも放射能濃度が問題になりまして、空間線量を施設だとかそのもの前ではなかったり、あるいは工場については最終的に焼却処理をして、灰についてはバグフィルターという装置があって、全て捕獲がほとんどできますので、焼却灰につ

いてはベクレルの測定をして、それが参考資料の米印の3の資料なのですけれども、焼却灰についてはありますけれども、ごみそのもののベクレルというのは、私たちははかったことがございませんので、どうだということになりますと、参考といたしましては、国のほうが食品衛生法に基づいて、食品添加物等の規格基準というもので規定をされております。

そこでは食品に含まれる放射線の基準値について、一般食品については1キログラム当たり100ベクレル、また小さな乳幼児の食品で50ベクレル、これは食べてもいいというものなのですけれども、されておりますので、ごみで出ました43.5ベクレルというのは、乳幼児の量から比べても、より下回っておりますので、食べても問題のない食品基準を下回っていると理解をしております。

- 古川委員 だから、食べても大丈夫な値もいってない状態だなということだな。

ですから、当然のことながらここで確認ですけれども、不検出となっているけれども、これなんかも全く含まれてないというか、はかる機械の最低限の値にいかなかったと、そういう理解でいいのだよね。もうちょっと詳しく、どういう計測器なのかということも言ってもらったほうがいいと思う。

- 福山資源循環局長 不検出というのは、委員おっしゃるように検出の限界がございますので、機械が検出できる限界値の下、未満ということをあらわしております、濃度が低いために測定ができない限界の値ということになっています。

例えば、検出限界値が20ベクレル、その機械の20ベクレル、だからこれはかなり低い値なのですが、それについて放射能の濃度は例えばゼロから20ベクレル未満のものがあつたとしても、そこははかれないということなので、不検出という記載になりまして、検出限界自体は測定の対象となるサンプル、試料の状況などによって異なるようですけれども、おおむね十数ベクレルの範囲で不検出がおさまっているということでございます。

- 古川委員 全くゼロは実はないのだということだよな。こういうことも一般的になかなかわからないから、特に数値が少しでも出ると、みんな危ないのではないかなとなるから、こういう理解も、この際だからちゃんと市民理解が得られるように説明していくと本当はいいのですよね。

だから、今御説明あったように焼却灰の(3)の部分もこうやってセシウム137は28とか51.3とか出ているけれども、これも結局問題ないということでもいいですよ。回答も要らないです。大丈夫です。

そういうことなので、全く私も問題ないと思っているのですけれども、最後にこの受け入れ期間がここにありますように、令和2年の3月31日までとなっているのですけれども、これは4月以降も受け入れる可能性はあると考えていいのですか。

- 福山資源循環局長 状況によりまして、その可能性があるかもしれませんが、現時点では未定でございます。また、私どもも現地がこれから寒くなってきますので、雪の影響とかがないのかということでお話を伺いましたけれども、丸森町自体は雪が豪雪で積もるといったことはないのです、その影響で処理がとまるということがないのではないかとおっしゃってございましたので、予定期間内を想定しております、変更が生じるようでしたら、また御報告をさせていただきたいと思っております。

- 古川委員 繰り返しなりますけれども、これは安全だったら早く速やかにどんどん進めていただきたいと思っておりますので、日本最大の基礎自治体ですから、これは丸森町だけでなく、今後もいろいろなことがあると思っておりますけれども、しっかりと国や他都市とも連携をしながら、困ったときはお互いさまなのだから、しっかりこういうときには全力で取り組んでもらいたいと思っております。



- 河治委員 いろいろな市民の人がおられて、うちの団にもさまざまな意見やまた不安、問い合わせられています。

1つは、11月、試験焼却をされましたが、要は横浜市自身が市民に知らせることがほとんどなかった。要するに、そのことについて何なのだということで、こちらにも怒りのこととどうしているのだということとあわせてなのですけれども、どうしてこういうふうな形になったのか、ちょっと教えていただけますか。

- 福山資源循環局長 先ほどこれまでの経過という中で若干お話を差し上げましたけれども、11月の初旬から国とは特定の地域ではなくて、準備といいますか、話し合いをしております、少し触れましたけれども、丸森町、先ほど古川委員のほうからもお話がありましたけれども、1万4000人のところで6年間分のごみが出たということで、その処理費用が相当かかるだろうということで、ほかのお願いをしても、その費用をどうするのだということで、大分決断をされるまでに時間がかかって、国のほうも丸森町もそうですが、宮城県も含めて、こういうスキームなのですよということで、何度も話し合いをされたと伺っております。

その結果、丸森町がわかりましたということで、本当はもう少し自前で長くやって、お金をそんなに使わずに、長期間にわたって、復興、復旧はおくれるのですが、そんな考えもおありだったようだけれども、そうすると逆に国からの緊急支援のお金が出ないということもあって、それらを踏まえて広域処理に御参加をされた。それを受けて直ちに環境省としては、また次の自治体への広域処理を進めるためにすぐさま発表されましたので、その間時間がなかったことから、御指摘のようなことがあったかと思えますけれども、そのような状況でございます。

- 河治委員 先ほどの委員のほうからもある市民に知らせていく、いずれにしろそのことはしっかりやっていただきたいと思うのですが、その中で私はちょっと気になったのは、1番の試験焼却に向けた丸森町の測定、(2)ごみの放射能濃度、この中で丸森町ではセシウム134でも137でも不検出なのだけれども、横浜市都筑工場でははかった27日の結果、セシウム137が43.5ベクレル検出された。だから、これはいろいろな状況に応じて、結果には差もあるのだということとして捉えていいのでしょうか。

- 福山資源循環局長 その後、丸森町にも御理解をいただいて、私どもがサンプルを現地に取りに行行って、参考資料の3番に5つの検体がありますけれども、これも不検出でございました。この測定につきましては、直接の御説明にはならないかもしれませんが、参考資料の米印の3にございますように、東日本大震災以降、一定の落ちつきがあるまで、各工場主で主灰、飛灰の検査をしておりましたけれども、そのときにも不検出から39ですとか、飛灰は不検出から91だとか、ばらつきが出てきますので、そういったような範囲の中の動きなのだとして理解をしております。

- 河治委員 それで、本格受け入れ期間があきって、19日から始まるというふうなことなのですけれども、これから1週間100トン程度の量でということなのですが、その都度それぞれ測定されるのですか、その辺の確認もしたいのですが。

- 福山資源循環局長 御報告差し上げましたように、本市が今処理しているものと変わりが無い。結果的に焼却飛灰、主灰も含めて、また途中の経過の空間線量も含めて、通常と変わりありませんので、通常どおり普通に検査ということではなくて、受け入れ処理をしていきたいと考えております。

- 河治委員 この間、3で本格焼却に向けた横浜市の測定では5検体不検出であったというふうな形で書かれているのですけれども、市民の中にはすごく心配される。というのは、丸森町自身は除染されました。処理もされていますということなのですけれども、台風19号そのものが相当甚大な被害をもたらして、丸森町

自身流れる阿武隈川上流から大量の土砂も運ばれた。それも山間部の土砂も運ばれてきたのではないかということも含めて言われておりまして、いろいろな不安を抱いておられるのだと思うのですよね。

そういった意味では、先ほど言った横浜市が11月27日に行った検体ではセシウムも出されたということも含めると、不安を抱いておられる市民に対して、問題ないのだと、毎回はかっていますよ。また、それはこうですよということを示すことや、また私たちのところに届いている声とすれば、飛灰はそのものが濃縮するのだと、そういった意味では、その処理についてもしっかりと別にしてやるべきではないかといった声も寄せられるのですよね。そういった意味では、飛灰の処理、先ほどは一般の横浜市の廃棄物と全部一緒になって処理するということなのですから、灰はどんなふうにするのですか。

- 福山資源循環局長 灰のことを先に申し上げますと、全体の中で大きな炉の中で丸森町が一部入ってきたものを含めて本市のごみを燃やしていますので、それが灰になりますので、丸森町の燃やした分の灰だけを捕捉するというのは、これは困難ですので、全体として処理いたしますし、全体としての数値が主灰、飛灰とも試験焼却をした際の値が出ています。これはこれまでの数値と比べてもその内数といいますか、低い値ですので、これまでどおり埋め立て処分を全体としてしてまいりますし、ごみの放射能濃度を初めて測定しましたけれども、この43.5が出ましたが、これも先ほど説明しましたけれども、食品の基準で乳幼児の50ベクレル以下のものですので、通常生ごみが燃やすごみから減らそうということで、私たち一生懸命取り組んでいますけれども、ごみの組成でいうと、家庭系では全体のごみ量の3割は厨芥類になっていまして、8割はまだまだ食べられる食料であったり、食材なのです。それと同じものを燃やすということですので、何ら変わりはないということから、改めて測定を継続する必要性そのものはないと思っております。
- 河治委員 私どもは、12月6日にうちの団長名と一緒に局長に申し入れに行きました。その中には、私たちに寄せられているさまざまな不安について、どう対応をしていただけるのかということをお願いし、今その立場から質問もさせてもらったのですけれども、市民の抱く不安というものについてどう寄り添うか、そこは行政としても慎重に対応されるべきだと思うのです。そういう意味では、先ほど燃やし方についても、それから灰の処理の仕方についても、私たちは検討すべきではないかと、そういうことを申し上げておきます。
- 長谷川(え)委員 台風の被害に遭われた方には、心よりお見舞いを申し上げたいなと思っておりますとともに、あと災害の復興に当たりますと、御尽力いただいている方々に本当に感謝を申し上げたいなと思っております。  
先ほど古川委員も確認のほうがございましたけれども、安心だということをもっともって伝えていただきたいということ、本当に多くの市民が不安に感じておりますので、その不安をしっかりと解消するように、御説明のほうをいただきたいなと思っております。  
古川委員は今回の災害廃棄物の受け入れの経緯に関してお伺いされておりましたけれども、私はなぜたくさんのごみ焼却場がある中で横浜市が受け入れることになったかという理由をお伺いしたいなと思っております。
- 福山資源循環局長 本市はまず日本で最大の基礎自治体ということで357万人が住んで、4工場ございますので、一つ一つの工場の能力が大きいです。余力を持っているというわけではないのですが、キャパとしては持っていて、それをうまく運転しながら、安定的な処理をしているということがありますので、国のほうとしても、まず大きなところからということで、東京都のほうにも、東京都は話がまとまるまで23区全体

の話なので、それを一部事務組合で工場を持っていますから、その話し合いがまとまるまで時間がかかるようなのですけれども、いろいろなところにお話をする中で、横浜市としては先に整理がついたということでございます。

- 長谷川（え）委員 10月中に環境省から受け入れの打診があって、結局コンテナ4個分がこちらで試験焼却ということをやられたということですが、試験焼却をされた際に、先ほどの河治委員と少しお話がかぶりますけれども、普通の一般ごみと今回の災害廃棄物、何%ぐらいの割合で1回の燃焼をされたのでしょうか。
- 福山資源循環局長 都筑工場が1週間で4000トンから5000トン焼却しています。3炉ありますけれども、点検等がありますので、2炉をフルで回すと5000トン以上の処理が1週間でできます。今回、週に100トンが入ってくるようになっていまして、試験焼却では1日だけでしたので、13トンぐらいでしたので、数%ということに、計算をしなければいけないのですが。
- 長谷川（え）委員 何%ぐらい入ったのかなというところを数字をいただきたいなというところと同時に、あと今後引き受けをして、それから何%ぐらいの割合で普通ごみと災害廃棄物、分量を燃やしていくのかなというところも、ある程度の数字をいただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。  
あと輸送方法なのですが、コンテナで鉄道で来るのですよね。そこから工場までの運搬というのは、トラックに載せかえるというところで、そのままのごみが載ってくるのでしょうか、それか何か包装されてあるもので載ってくるのかなというところを確認したいなと思っております。
- 福山資源循環局長 本文の説明資料の5番の受入の流れに記載させていただきましたけれども、今回4者が協力して広域処理をするということの中で、運搬に使うコンテナについては川崎市が提供されます。川崎市は、南北に地形的に長いものですから、北部方面の焼却工場で燃やした後の焼却灰を南の海面の処分場に埋め立てるために、鉄道輸送をされているのです。それに使っている密閉型のコンテナ専用のものがございまして、それを今回供出をされて、丸森町の仮置き場で川崎市のコンテナに積んで、それをまたコンテナ専用のトラックに載せて、宮城県内の鉄道駅まで行って、それが横浜羽沢駅まで来て、また車に載せて都筑工場に入ってくると、そういうことですので、廃棄物を運んでいますので、外に漏れるとかという、そういう仕様のものではございません。
- 平田委員 先ほどの御説明で、環境省からお願いがあって、協定を結ばれたと、きょう結ばれたということ、災害廃棄物に関する基本的枠組みに関する覚書。
- 福山資源循環局長 処理そのものについて、丸森町の廃棄物を市域を越えてきますので、その届け出自体も法的には必要なのですが、丸森町と私どもで処理についての協定を結びますし、全体の広域処理のスキームとしての4者協定につきまして、4者は覚書になりますが、それについても本日付で締結をいたします。
- 平田委員 どういう条件とか内容が盛り込まれたようなものなのでしょうか。
- 福山資源循環局長 丸森町との協定につきましては、本市で受け入れる先ほど申し上げた衣類だとか何とかなのですが、その災害廃棄物の性状と期間で処理する量、それと受け入れの期間、また処理料金、説明いたしましたけれども、それらを盛り込んだ協定となっております。
- 平田委員 廃棄物の保管している間とか、廃棄物の放射線濃度とか、そういう安全性の確保とかの確認ということは盛り込まれていないということですか。
- 福山資源循環局長 先ほど御報告いたしました事前の試験焼却ですとか、本格実施に向けた放射能濃度の

測定を既にしておりますので、説明させていただきましたように、安心をいただく中で処理をしていくということでございます。

- 平田委員 焼却実施に当たっての覚書の実施に当たっての条件などは、どのような経緯で決定されたのでしょうか。
- 福山資源循環局長 他都市のごみを受け入れるというのは、過去に例もございまして、三浦市が焼却場を建てかえだということで本市が受け入れたものもございますので、そういった一般論としての項目、先ほど申し上げた量だとか期間だとか金額だとか、そういうことで締結をさせていただきます。
- 平田委員 11月27日に都筑工場で試験焼却をされたということなのですが、周辺の住民に何らかは説明はされたのでしょうか。
- 福山資源循環局長 区役所を初め説明をしまして、また今回本格受け入れに当たりましては、金曜日、区の区議会がございまして、区議会のほうで御報告をさせていただく予定になっております。
- 平田委員 ほかには広報というか、横浜市のホームページとか、そういうところからは報告はない。
- 福山資源循環局長 きょう委員会で御報告をさせていただきまして、本格的に受け入れていくということ記者発表させていただきたいと思っています。それをもって公表と考えてございます。
- 平田委員 今回の11月27日に試験焼却を行ったその測定結果はいつ出たのでしょうか。
- 福山資源循環局長 本日委員会で御提出をいたしましたので、これは公表にもなりますし、また記者発表いたしますので、それにも添付いたします。
- 平田委員 測定をされた結果がいつ、11月27日にサンプル焼却されたときに測定をされたではないですか。その焼却灰の空間線量とか、そういう初めのデータというのはいつごろ出たのですか。
- 福山資源循環局長 御質問いただきました焼却灰、主灰と飛灰につきましては、燃やした後ですから28日に採取いたしまして、結果が出たのは12月6日でございます。
- 平田委員 それだったら、もう少し先に公表というか、きょう机上配布ではなくて、もう少し前に配付をできたのかなと思うのですが。
- 福山資源循環局長 全体の本格受け入れに向けて調査を行ってまいりました。それをまとめて今回報告をさせていただきましたし、この報告をさせていただく中でもいろいろ御質問を頂戴いたしましたので、それにしっかりと私どもも分析結果はこういう結果なのだということを説明がつかない中で、数値が出ましたということで出すべきものではないと考えておりますので、まとめた上でしっかりと説明ができる内容で御報告をさせていただきました。
- 平田委員 災害時に自治体を越えて、復旧に向けた可能な支援ですとか、協力を進めることは当然横浜市として考えるべきだと思うのですが、測定の継続ですとか、市民にも理解をいただいて進めるとか、疑義が寄せられればきちっと答えていくという姿勢を持って取り組むことで、円滑に進められると考えます。  
試験焼却について、事前の情報提供が余りにも不足していたのではないかと思います。焼却灰の測定値など、情報提供、市民と特に近隣の地域の皆さんの御理解をいただけるようなプロセスを踏んでいただきたいということを申し上げておきます。
- 中島委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。  
以上で資源循環局関係の議題は終了いたしました。